

香川県報



第 52 号

平成 16 年

7 月 2 日（金曜日）

告 示

●香川県告示第四百七十八号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 告 示**
- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
 - 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 三
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 三
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 四
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) () 四
 - 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (経営支援課) 五
 - 平成十六年香川県公告第二百八号（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）の一部訂正 () 五
 - 土地改良事業計画変更の適否決定 (土地改良課) 六
 - 土地改良事業の認可（二件） () 六
 - 土地改良区の役員の就任の届出 () 六
 - 落札者等の公示 (技術企画課) 六

選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

監査委員告示

○地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者

雑 報

○市町村職員共済組合の平成十五年度決算の要旨

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
102	平成十六年六月二十五日	雑誌	ホイップ 7月号 (No. 54)	08169-7	株式会社 ジッ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
103		"	お宝ガールズ 7月号	02257-7	"	
104		"	BURST 7月号 (vol. 79)	17483-7	"	
105		"	別冊BUBKA 7月号	08023-7	"	
106		"	GAME ピアス VOL. 9	64181-54	株式会社 ソフマガジン	
107		"	別冊ドント 7月号 (Vol. 24)	17907-07	"	
108		コミック誌	BOYS ピアス 7月号	08177-07	"	
109		雑誌	MenuFre ! BOMBER 7月号 (NUMBER. 038)	08513-07	株式会社 ソース	
110		"	ザ・ベスト MAGAZINE 7月号 (No. 242)	14003-7	"	
111		"	ビデオボーイ 7月号 (No. 243)	07679-7	英知出版株式会社	
112		"	ケータイインテイクス Gekitura vol. 008	61809-03	"	

113	〃	G O K U H 7月号 (No.156)	03797-07	(株)バウハウス
114	〃	Dr.ピカソ 7月号 (No.112)	06635-07	〃
115	〃	別冊G O N I 7月号 (通巻38号)	18185-7	ニッポン出版(株)
116	〃	U R E C C O gal 7月号	01865-7	〃
117	コミック誌	少女革命 7月号 (vol.37)	14755-7	(株)一水社
118	雑誌	週刊大衆 GTS 週刊大衆増刊7月4日号	20439-7/4	(株)双葉社
119	〃	ハブニソク(株)映像完全名鑑 VOL.04	60126-32	(株)英和出版社
120	〃	D X ビデオ& D V D 7月号	06463-7	(株)アザニー
121	〃	楽刊圏外 GEIBUNMOOKS NO.459	63619-67	(株)芸文社
122	〃	写真ボーイ 7月号	04445-07	(株)サン出版

●香川県告示第四百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事業所(施設)の 名称及び所在地	事業者(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
-----------	---------------------	---------------------------------	---------

平成二六、六、一	ヘルパーステーション仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	訪問介護
平成二六、六、一	老人介護支援センター仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	居宅介護支援

●香川県告示第四百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	事業所(施設)の 名称及び所在地	事業者(開設者) の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成二六、三、三一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協 議会おおち 東かがわ市三本松 一二九五番地一五	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	訪問介護 訪問入浴介護
平成二六、三、三一	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協 議会ひけた 東かがわ市引田九 九一番地	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協 議会 東かがわ市湊一八 〇九番地	訪問介護
平成二五、九、三〇	仁尾町社会福祉協 議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛三四番地三	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛三四番地三	居宅介護支援

平成一六、三、三一	介護支援なおしま社協	社会福祉法人直島町社会福祉協議会	通所介護
香川郡直島町三六九四番地一	香川郡直島町三六九四番地一	香川郡直島町三六九四番地一	

●香川県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 円座香西線（百七十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高松市檀紙町字薬王寺六三六番二地先から	一〇・〇	四二	平成十三年香川県告示第七百九十七号で変更した区域の一部
高松市檀紙町字薬王寺六八七番一地先まで	一〇・三		

四 供用開始の期日 平成十六年七月五日

公 告

●香川県公告第三百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月二十四日まで

縦覧に供する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年六月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人地域教育福祉会・花さき山

笠井 則男

綾歌郡綾南町大字畑田五五二番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者、障害者及び児童生徒に対して、福祉と教育をしてみちづくりの推進に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人本島町笠島まち並保存協力会

大倉 國男

丸亀市本島町泊五〇六番地一

三 定款に記載された目的

本会は、笠島地区固有の歴史的な伝統美観を保存し清潔な住環境を後世に継承するとともに、福祉の増進・社会教育の推進・文化の向上などを図り、合わせて広く観光に寄

与することを目的とする。

●香川県公告第三百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ぶちふらわあ倶楽部

三谷 美代子

観音寺市粟井町二一九三番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対して、社会参加に関する事業を行い、障害者（児）福祉に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番地三七号

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

くすりのレデイ善通寺店・コープ善通寺 善通寺市上吉田町五六七番地一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目三番地三七号

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年二月二十四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六〇一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七〇台

(二) 駐輪場の収容台数

四六台

(三) 荷さばき施設の面積

一五七・九七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

四八・七三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

くすりのレデイ棟荷さばき施設

午前八時から午後七時まで

コープ棟荷さばき施設

午前六時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十六年六月二十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年七月二日（金曜日）から平成十六年十一月二日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年十一月二日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び普通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第三百六十六号

平成十六年香川県公告第二百八号（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）の一部を次のように訂正する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一の2中「東かがわ市字城泉一八九番地外三十二筆」を「東かがわ市白鳥字城泉一八九

番地ほか」に改める。

●香川県公告第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（農村総合整備事業（区画整理事業）栗熊地区（中村団地））計画を変更することについて平成十六年六月七日適当と決定した。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年七月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年六月十六日認可した。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業下代東地区
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業上所地区
〃	単独市費補助土地改良事業向山地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業桑崎平木地区
〃	単独市費補助土地改良事業原二号地区
高松市東植田土地改良区	農地等高度利用促進事業惣天満地区

●香川県公告第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業植田地区）を行うことについて平成十六年六月二十一日認可した。

平成十六年七月二日

●香川県公告第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川郡香川町浅野土地改良区から役員就任について次のとおり届出があった。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名 住所 就任年月日

種別 理事 中原 政幸 香川郡香川町大字浅野一四四六番地 平成一六、六、七

●香川県公告第三百七十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県電子入札・電子納品システム開発運用業務 一式

二 契約方式 総合評価一般競争入札

三 落札者決定日 平成十六年六月一日

四 落札者の氏名及び住所 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 高松市サンポート

二番一号

五 落札金額 五二八、二五〇、〇〇〇円

六 入札公告日 平成十六年三月二十三日

七 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技

術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三二―三三三〇九

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演

説会等を開催することができる施設として、平成十六年六月十七日次の施設を指定した旨土庄町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年七月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称 所 在 地

土庄町小江自治会館

小豆郡土庄町小江九九二番地一

監査委員告示

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人榎本浩が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人榎本浩との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成16年7月2日

香川県監査委員 鎌 田 守 泰 延

同 同 名 和 基 治

同 同 石 川 綱 治

同 同 広 瀬 貞 義

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
十 川 智 基	徳島県麻植郡川島町大字字大戸井126番地	平成16年7月5日から平成17年3月31日まで

雑 報

香川県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。

平成十六年七月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、平成十五年度決算の要旨について、次のとおり公告する。

平成十六年七月二日

香川県市町村職員共済組合理事長

増田昌三

香川縣市町村職員共済組合公告

香川縣市町村職員共済組法定款5条の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年7月2日

香川縣市町村職員共済組合
理事長 増田 昌三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合計
7	30	25	62

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町長	特定消防	船員一般	長期	任意継続	合計
組合員数(人)	11,113	37	1,089	5	15	257	12,516
給料月額(百万円)	3,785	31	378	2	5	84	4,285
1人当たり給料月額(円)	340,611	836,411	347,443	341,600	344,307	328,473	342,427

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	合計
人員	13	3	18	3	4	0	41

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	基礎年金支払
(収入)										
負担金	2,989,389	10,070,189	113,097	196,654						
掛金	3,024,994	5,285,507		196,579						
施設収入・商品売上					191,168			1,364		
基礎年金交付金		1,469,582								
利息及び配当金	246	1,629,400	110	1,089	1	101,874	1			
その他収入	271,274	16,995	3	5,746	12,851		361,836	7,766		584,128
他経理から繰入金			37,896		60,000					
前年度支払準備金	547,604									
前年度繰越長期給付積立金		81,760,726								
計	6,833,507	100,232,399	151,106	400,068	264,020	101,874	361,837	9,130	0	584,128
(支出)										
給付金	3,242,892	12,380,287								584,128
役職員給与			108,983	31,495	98,904	30,776	34,627			
旅費・事務費			3,727	8,120	2,001	3,005	300	52		
商品仕入					1,891			1,174		
飲食材料費					40,585					
委託費			972		207	3,152				
支払利息					1,700	27,044	266,908	1,781		
連合会払込金	107,952	616,039					14,382			
老人保健拠出金	1,681,383									
退職者給付拠出金	778,578									
介護納付金	357,527									
基礎年金拠出金負担金		3,917,203								
他経理へ繰入金	18,948	18,948		60,000						
その他支出	198,224		32,586	262,341	127,532	8,792	57,412	1,733		
次年度支払準備金	508,774									
次年度繰越長期給付積立金		83,299,922								
計	6,894,278	100,232,399	146,268	361,956	272,820	72,769	373,629	4,740	0	584,128
差引当期利益金	短期 介護	△67,394 6,623	4,838	38,112	△8,800	29,105	△11,792	4,390	0	0
年度末支払準備金	508,774									
年度末長期給付積立金		83,299,922								
年度末資本剰余金			491		880,500					
年度末利益剰余金	602,164		37,398	410,576	295,259	287,219	192,902	46,185		